

A市におけるコミュニティソーシャルワーカーの実践 —地域共生社会の創造に向けて社会福祉士の実践モデルから検証—

The Practice of Certified Social Workers in City A: Verifying Their Practical Model
in Order to Form a Cohesive Society

すみこうち つかさ しばた まゆみ
隅河内 司 柴田 真弓

<要旨>

2019年(令和元年)12月に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)の最終とりまとめが出され、続けてその内容を具現化するために2021年(令和2年)には、社会福祉法の一部が改正された。これらの中では、個人・世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化、共同体の機能の脆弱化などの課題が挙げられ、それに対応するための取り組みとして、市町村における包括的な支援体制の整備が提案されている。

本稿は、地域共生社会創造に向けて、A市が包括的支援体制の推進役として配置したコミュニティソーシャルワーカーの具体的な実践について、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の実践モデルに関連づけて検証し、その現状と課題を探求したものである。

結果としては、「個別課題解決に向けた実践」の場面では一定の取り組み成果が示されたが、「地域課題等の解決に向けた実践」の場面では課題も明らかになった。このことは、現在、各自治体で進められている重層的体制整備事業のあり方やその具体的なデザインに対して一つの道標を示唆したものとなっている。

<キーワード>

コミュニティソーシャルワーカー, 地域共生社会, 社会福祉士, 個別支援と地域支援

I. はじめに

2019年(令和元年)12月に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)の最終とりまとめが出され、続けてその内容を具現

化するために2021年（令和2年）には、社会福祉法の一部が改正された。地域共生社会推進検討会では、社会的孤立等の関係性の貧困やいわゆる8050問題等の複合的な課題など、個人・世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化、共同体の機能の脆弱化などが焦眉の課題として指摘された。また、そのための対人支援の取り組みとして、「課題解決を目指すアプローチ」と、「つながり続けることを目指すアプローチ」を支援の両輪とする「寄り添う支援」の展開や、専門職の支援と住民相互のつながりによるセーフティネットの強化を図る包括的な支援体制の整備が提案されている。

こうした施策を実践するためには、個別支援と地域支援を連続的かつ統合的にとらえることが重要である。日本地域福祉研究所は「コミュニティソーシャルワークとは個別支援と地域支援の総合的展開によるソーシャルワーク実践である。（中略）個別ニーズに即した地域支援を重視する」¹⁾と示し、また、岩間伸之らは、「個を地域で支える援助と個を支える地域を作る援助という2つのアプローチを一体的に推進する」²⁾と述べるなど、いずれもその重要性を論じている。さらには、地域共生社会におけるソーシャルワーク専門職として期待される社会福祉士³⁾の職能団体である公益社団法人日本社会福祉士会では、図1のとおり特定のクライアント個人や家族の地域生活課題の解決を目指した「個別課題解決に向けた実践」と、地域や社会の複数の人びとに現在あるいは将来において普遍的に影響を及ぼし、地域生活課題を生じさせている、あるいは生じさせると考えられる社会構造の変革を目指した「地域課題等の解決に向けた実践」の循環が地域共生社会創造の基底になると整理している。⁴⁾

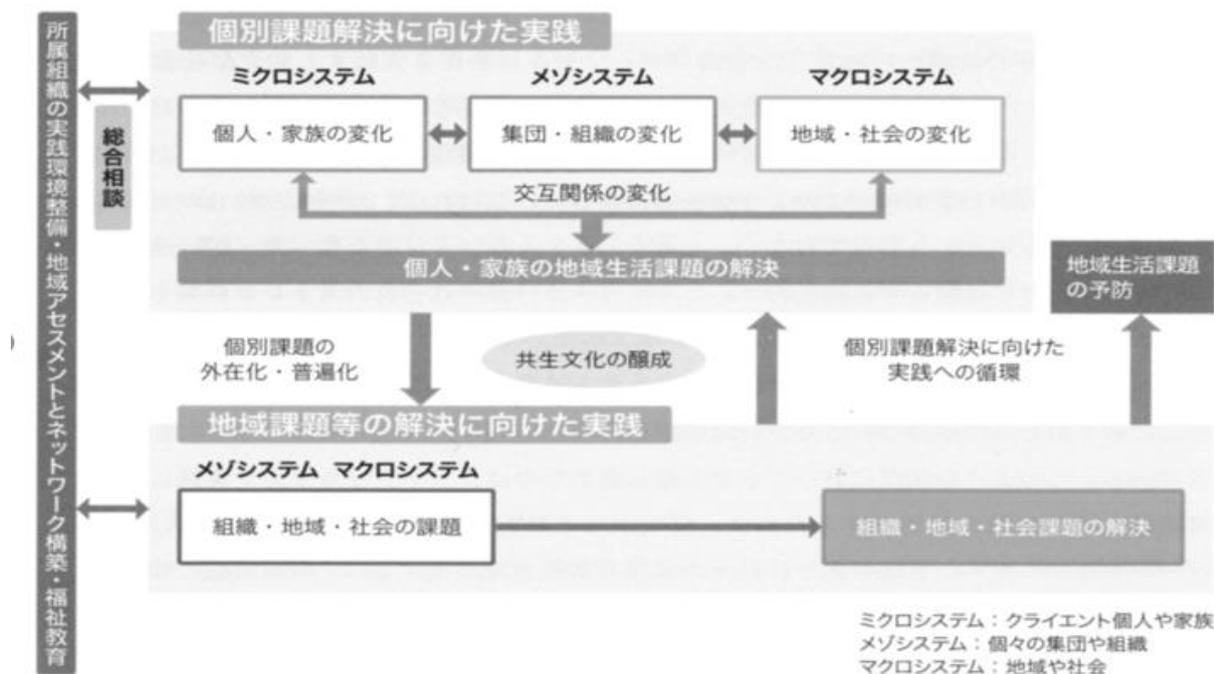


図1 「個別課題解決に向けた実践」と「地域課題等の解決に向けた実践」の循環

出典：「地域共生社会に向けたソーシャルワーク」

こうした個別支援と地域支援を連関させて地域共生社会の創造をめざす取り組みは、これまでも全国の各地域で進められており、中には、分野横断的に個別の支援から地域づくりまでを行う専門的な人材としてコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」）を配置し積極的に推進している自治体もある。本稿の対象であるA市もその一つである。

以上のことを踏まえ、本稿は、A市が地域共生社会創造の推進役として配置したCSWの実践について、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の実践モデルに関連づけて検証し、その現状と課題を明らかにするものである。

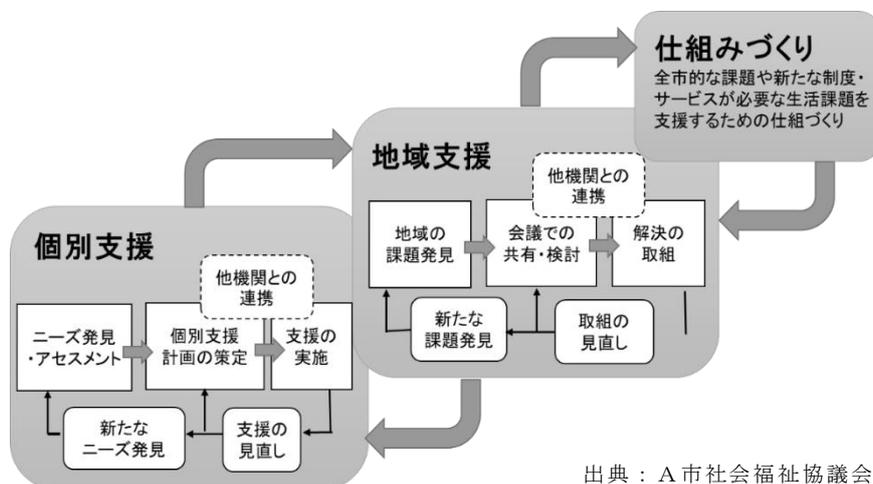
II. A市における地域福祉とコミュニティソーシャルワーカーの状況

本稿の対象となるA市は大都市圏にあり、人口も多く、幅広い分野で権限をもち独自性を発揮した市政運営が行われている。人口は、1970年代前半を人口増加のピークとして、その後1990年代になると人口増加は緩やかになり、現在では、微増の傾向となっている。その中で、高齢者人口の伸びは大きく、高齢化率も2021年（令和3年）4月時点では26.1%となっており、今後更に伸びることが予測される。また、ベッドタウンとして発展してきた経緯もあり、地域コミュニティの形成が課題の一つとして挙げられる。

A市が策定した「第3次地域福祉計画」では、地域を重層的に位置付けている。その範囲は全市域を対象とした「大圏域」、それを3つに区分した「中圏域」、さらにまちづくりセンターを中心に区分した「小圏域」、そして、日常的に顔の見える関係が築かれている自治会単位や小学校区規模を「小地域」としている。中でも、「小圏域」は、地区民生委員児童委員協議会、地区自治会連合会など、地域福祉やまちづくりの基盤が整備されるとともに、小地域を含めた福祉課題の検討や活動を実践する最も重要な圏域であると位置づけられている。また、小圏域における地域福祉の推進は、地域のアイデアと力を結集する「地域の福祉活動のまとめ役」を担っている地区社会福祉協議会が基盤となっている。

こうした状況において、地域福祉の中心となってきたのが、A市社会福祉協議会（以下「A市社協」）である。A市社協は、第3期A市地域福祉計画及び第8次A市社会福祉協議会地域福祉活動計画において位置づけたCSWを、平成27年度から28年度の2年間、市内3地区にモデル配置している。その実践を踏まえ、検証・評価を行った結果、平成29年度に全ての小圏域に各1名のCSW職員を配置した。活動内容としては、孤立しがちで困りごとを発信することが難しい人などを早期に発見し、専門機関や住民活動による支援に結びつくよう調整するとともに、公民協働で困りごとの解決を図るための仕組みづくりを提案することにある。具体的には、図2のように「個別支援」として、困りごとを抱える人や世帯に出向き（アウトリーチ）、課題を受け止め、対象者に寄り添いながら、民生委員・児童委員等関係機関と連携し、地域で生活していくための支援を行うこと、「地域支援」として、個別支援を通じて把握した課題につ

いて、小圏域を中心とする地域の中で共有し、支え合える関係づくりのために必要な地区社協やボランティアグループ等地域団体の活動支援や関係機関とのネットワーク化を図ること。「仕組みづくり」として、個別支援、地域支援を行いながら、制度やサービスの狭間の問題を解消するために、新たなサービスや仕組みを提案することを目標としている。⁵⁾



出典：A市社会福祉協議会
地域福祉活動計画等推進委員会資料

図 2

そして、主な対象としては、①制度の狭間となっている人、②概ね 16 歳～64 歳の人、③ひきこもり状態の人、④生活困窮者、経済困窮者、⑤孤立している人、⑥精神障害（精神的不安）や⑦精神疾患等を起因とした近隣トラブル、⑧問題が整理できない、優先順位がつけられない人、⑨本人に困り感がない人（周りが困っている）、⑩制度や窓口に行けない人、行かない人を挙げている。しかしながら、基本的には、まず一度はどのような相談でも受けることとし、対応方法としては「断らない支援（受け止める）」と自ら助けを求めることができにくい人に対する「アウトリーチ（こちらから出向く）」を実践することとしている。⁶⁾

Ⅲ. 分析の枠組み

C S Wの核心的な業務は、個別の課題解決に向けた実践と、その背景や原因となっている社会システムの変革をめざして包摂的な地域社会をつくる実践の一体的推進である。それを踏まえ、本稿は、次の分析枠組みで整理することとする。

具体的には、前述した図 1 の「地域共生に向けたソーシャルワーク」（日本社会福祉士会編集「個別課題解決に向けた実践」と「地域課題等の解決に向けた実践」の循環）を参考に、表 1 のとおり「個別課題解決に向けた実践」として①個人・家族が体験している課題への対応、②組織が体験している課題への対応、③地域が体験している課題への対応、また、「地域課題等の解決に向けた実践」として④地域課題の明確化、⑤地域課題の軽減、解決と分類し、それぞれの段階における C S Wの働きかけや役割について対象事例を検証する。

なお、本稿における倫理的配慮については、公益社団法人日本社会福祉士会が定める「研修倫理規程」「正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン」「研究倫理ガイドライン」「論文等の投稿に関するガイドライン」を順守して行った。また、特定できないように本旨から逸脱しない範囲において事例を加工し、隠匿化を図った。

表 1 分析枠組み

個別課題解決に向けた実践	①個人・家族が体験している課題への対応
	②組織が課題を体験している課題への対応
	③地域が体験している課題への対応
地域課題等の解決に向けた実践	④地域課題の明確化
	⑤地域課題の軽減，解決

IV. 実践事例

1. 地域特性

A市の小圏域の1つであるB地区は2021年（令和3年）4月時点で人口約36,000人（高齢化率約24%）、交通アクセスは比較的良く事業所や商店が立地するとともに、団地やアパートも多い地域である。また、独居高齢者の割合は高く、自治会加入率は50%を下回っている。

2. 組織体制

B地区には、地区社会福祉協議会及び地区民生委員児童委員協議会の事務局運営を担う職員として地域福祉推進員及び地域福祉支援員が各1名配置されている。それとは別にCSWとして職員1名が配置されている。なお、CSWは生活支援コーディネーター及び地区担当（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会の活動支援）の業務も兼務している。

3. 実践の概要

本事例は、地域から孤立した姉C（30代女性）と弟D（30代男性）の姉弟世帯への支援を通じて、関係機関との情報共有や連携を図るとともに、家に閉じこもりがちなDを地域活動につなげ、社会参加に導いた事例である。また併せて、地域に当該世帯の存在を伝えていくことを通じて、支援の輪を広げ、理解促進を進めた事例である。

当該世帯はC、Dの2人暮らし。初回相談の半年前に同居していた祖母が亡くなり、遺言で残された戸建てに住んでいる。母親は幼少期に家を出て行った。父親は再婚して別に生活しており、祖母存命中から絶縁状態が続いている。Dは自室にこもり、Cと顔を合わせないように

生活をし、Cもまた相談相手がおらず孤立していた。本事例は、E民生委員から当該地区を担当するCSW（以下「担当CSW」）につながったものである。

担当CSWはE民生委員等の協力を得て、まずはそれぞれの話を聞く機会を設け、時間をかけてC及びDとの関係性を築いていった。そして、C及びDの生活全般に係る課題を整理し、一つずつ寄り添いながら支援を行った。特に、Dは十数年来、日中のほとんどを自室にこもって生活していたが、高齢のボランティアとの関わりをきっかけに地域活動へ定期的に参加するようになった。

本事例は、小さな積み重ねを通して、対象者世帯を支える地域住民や関係機関等が少しずつ増えたこと、クライアントがエンパワメントを強化することで、より安心な暮らしを確保したことを示したものである。また、A市社協内を含め、様々な機関や専門職者との連携が必要となり、対象者世帯を取り巻く多種多様なネットワークの構築を図った事例でもある。

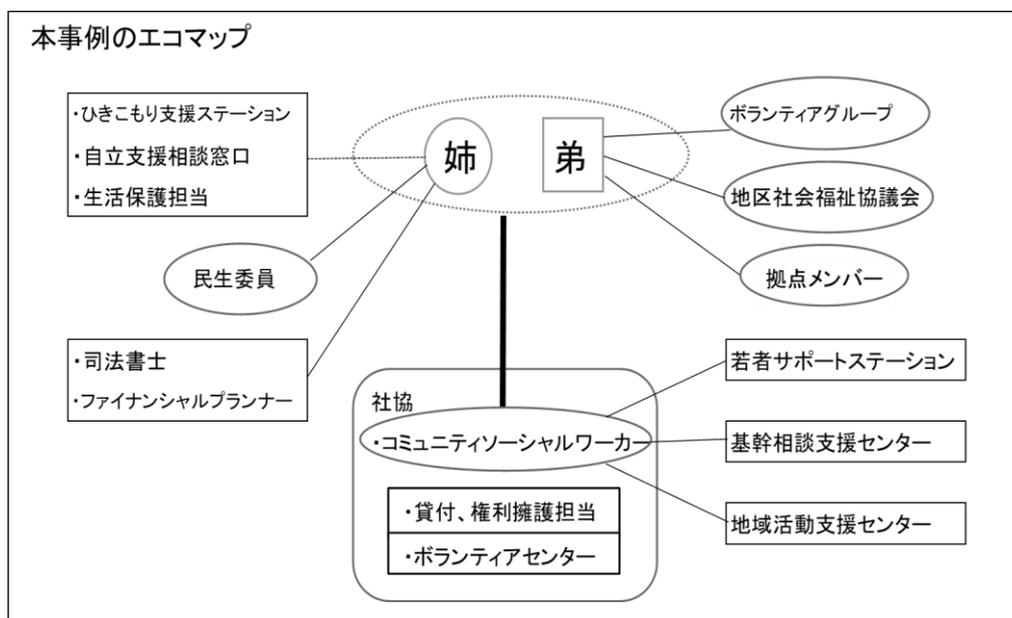


図3 エコマップ

4. 実践の経過

<支援のきっかけと姉Cとの関係性の構築>

(平成29年12月)

担当CSWはE民生委員から情報提供を受けた。内容は数週間前にE民生委員がC及びDの自宅を訪問したところ、そこでCから祖母の亡くなったことと、併せて「働かない弟が家にいて困っている」との相談を受けたことへの協力依頼であった。情報提供を受けた数日後、担当CSWはE民生委員と一緒にC及びD宅を訪問した。Cからは、Dのことだけでなく、祖母が残した家の相続が済んでいないことが不安であるとの訴えを受けた。Cは、平日日中は働いているため公的機関での相談が難しく、パートで年次休暇もほとんどないため、相談はメールで

のやりとりや平日夜間、休日の面談で対応することにした。

その後、Cとのやりとりは、2か月間でメールは20回以上行い、面談は数回あった。Cからは度々「Dなんていなくなってしまえばよい」といったことや、一方で「Dを追い出すつもりはない。居てくれた方が安心」との話もあり、お互いにケンカを避けるため顔を合わせないように生活するなど、不満はあるが祖母が残してくれた家で姉弟ともに暮らしていくことが望みであることが確認できた。C自身も頼る人がなく孤立している状態で、誰かに話を聞いてほしいことが伝わってきた。

こうしたやりとりの中から、Cは、高卒で正規職員として就職するが長続きせず、その後パートを転々としてきたこと、現在の職場は10年近く続いているが生活が苦しく、生活保護の相談をしたが、わずかに最低生活費を上回っているため対象にはならなかったこと、自宅の土地・建物の相続の手続きが完了しておらずCの不安材料となっていることなど、生活状況等も少しずつ明らかになってきた。担当CSWは、以上のような相談対応のほか、司法書士との交渉、携帯電話の契約や保険の手続き、家屋の修繕などについて、寄り添った支援を適宜行い、信頼関係を構築していった。

＜弟Dへ初回面談から支援開始＞

（平成30年3月）

相続の手続き支援のためC及びDの自宅を訪問した。その際、Cの立ち合いのもと、Dと初めて顔を合わせた。Cが自室にこもっているDに声をかけると玄関先まで出てきたので話をした。受け答えはしっかりとしている。飼っている猫のことや友人のことなどの話題はあったが、直接的な困り感は聞けなかった。

その後、月1回程度、Dに電話をかけ、体調などの様子を聞いた。「体調はあまりよくない」、「眠れない」、「祖母のことを思い出す」と話し、時には涙声になる。また、飼っている猫や友達の話を始めたりするなど話題が定まらないで話が展開する。こちらが電話を切ろうとすると引き留めるかのように話し始める。毎回、1時間近く電話で話すが、自宅への訪問のことを切り出すと、突然口調が変わり毎回拒否された。

（平成30年7月）

担当CSWが見守りの一環として、電話をかけたところ次のような話を聞くことができた。Dは、過去に仕事先で暴言や暴力を受けたため、就労に対し強い拒否を示している。詳しく話を聞くと、土木仕事に行った際に「土を掘っておけと言われたが、どこにどのくらいの深さで掘ればよいのか分からなくて怒られた」と当時の困り感を語った。また、働くからにはフルタイムで働かなければならないとも思い込んでいた。担当CSWが短時間での簡単な手伝いであればどうかと尋ねると多少興味を示したが、就労のために公的な相談機関に行く提案は受け入れられなかった。このことから担当CSWは、まずは外に出るきっかけとなるような活動から始めることが効果的であると考えた。

<第Dへの支援展開>

(平成30年10月)

Dとの初回面談から半年ほど過ぎた頃、Dに電話をすると話の流れから庭の柿の木の話を始めた。その木はC及びDが幼い頃からあった木で祖母が健在だった頃は収穫を頼まれて手伝ったとのこと。今年も実が沢山なったが取る人も食べる人もなく、そのままになっていると話す。「柿を見に行ってもいいか」と尋ねると構わないと了解を得た。

数日後、自宅を訪問したところ、庭は荒れ放題で隣家まで枝が伸びているが、よく見ると柿だけでなく、ザクロやプラム、山椒などが植えられている。Dに話を聞くと「祖母が好きで以前は家庭菜園をしていた」とのこと。確かに庭には空の鉢やプランターも放置されていた。この件についてCにも聞いたところ「庭の手入れが出来ず困っている」「隣家に枝がはみ出さないように気づいたときには自分で切るようにしているが限界がある」との話があった。これをきっかけにDと直接の関わりがつかれないかと考え、「庭木の剪定と片づけ」を行うB地区の男性ボランティアグループに協力を求めた。Cも了解し、活動が始まった。ボランティア活動は2～3か月に1回程度行われた。担当CSWも活動に参加することで訪問の機会を得ることができた。

<第Dとボランティアの関わり>

(令和元年11月)

「庭木の剪定と片づけ」のボランティア活動が始まって1年が経った頃には、Dも一緒に手伝うようになり、ボランティアグループ代表のF氏との信頼関係も構築されてきていた。そして、F氏の協力を得て、Dにボランティアグループが行っている公園清掃への協力を提案した。Dは当初、「行けるかどうか分からない」と消極的な反応であったが、男性ボランティアグループのメンバーからの「若い人が来てくれると助かる」といった発言を受け、自分から予定を確認して参加するようになっていった。毎月1回、1時間程度の活動ではあるが、朝7時の集合時間に遅れることはなく欠かさずに参加している。掃除をしながら会話をするなど、グループのメンバーとも交流している。メンバーからの評判もよく、重いゴミ袋を持ってくれたというだけでも重宝がられている。また、グループのメンバーも若い人と一緒に活動できること、若い人の役に立っていることが張り合いにもなっているように見受けられる。Dも「世間話をしながら掃除くらいがちょうどよい。行っていると気がまぎれる」と言い、活動を続けている。

<他の地区活動への参加>

(令和2年1月)

Dのボランティア活動が安定してきた頃、これまで紹介しても拒否的であった地区社協の三世代交流事業への参加をDに提案した。F氏をはじめボランティアグループのメンバーが運営に携わっていることを伝えると「行ってもよい」と参加するようになった。三世代交流拠点では、運営の手伝いに来ていた若者サポートステーションの利用者Gと会話していた。GはDよ

り10歳以上年下であったが、ゲームやアニメ音楽が好きなど共通点も多く、意気投合した様子であった。これをきっかけに若者サポートステーションの職員とも情報共有し、Dと若者サポートステーション利用者との交流の機会を設けてもらうことにした。

またF氏が行っている地域交流活動で顔見知りになったボランティアが感染予防のためのマスクを作ってくれるなど、C及びD世帯を気にかけてくれる人が地域に少しずつ増えてきている。信頼できる一人の高齢ボランティアとの出会いをきっかけに、様々な地域活動への参加を促し、Dを知る人が地域の中に増えている。

<課題となっている環境の整理とコロナ渦での生活支援>

(令和2年3月～7月)

C及びD世帯は、コロナ渦の中、特別定額給付金を受給し生活していた。また、市社協の生活資金一時貸付を受け、相続手続きを進めた。司法書士への依頼など手続きにあたっての調整は担当CSWが支援した。8月末には手続きが完了し、祖母が遺した土地建物が正式にC及びDの共有名義となった。その後、担当CSWは定期的な面談を行い、生活状況について状況を把握するとともに、金銭管理が円滑にいかず、生活が困窮するような時には、フードバンクやボランティア団体による食料支援を随時行うなど、寄り添う支援に取り組んだ。

<受診へ向けた調整と支援>

(令和2年12月～令和3年1月)

Dを知る関係者から勧められたこともあり、以前から課題となっていたDの受診に向けた支援に取り組んだ。当初、Dは行政の相談窓口へ行くことを拒否していたが、根気強く丁寧に説明し、不安を和らげるとともに、家族であるCのほか担当CSWも同行することで市の医療無料相談会を利用した。医師からは、Dには専門的な治療が必要で。その上で福祉サービスの利用や年金受給の可能性もある旨の助言を得た。

<サービスへのアクセス支援>

(令和3年3月～令和3年9月)

行政機関にて検査を受け、手続きを進めた結果、障害者手帳を取得することになった。その後、障害年金の対象になる可能性があるため、A市内の病院を受診することになったが、受診費用を捻出する経済的余裕がないため、A市社協の自立支援一時給付金を利用した。また、通院と並行してA市の年金担当課へ障害年金の申請をした。その後、国民年金・障害基礎年金2級の受給が決定した。

一連の支援については、Cが付き添ったが、CSWも常に同行するなど、C及びDの支援者とし寄り添う伴走型支援に取り組んだ。

V. 考察

1. 個人・家族が体験している課題への対応

初期の段階では、担当CSWは、Cとメールや定期的な面談を行い、Cが抱えている問題の状況を整理し、解決に向けて支援するとともに、CのDに対する不満や思いを受け止め、様々な相談に乗るなど寄り添った支援を展開した。また、粘り強い働きかけにより半年ほどの時間を要したが、直接Dと会うことができ、その後、Dの健康状態を気遣いながら、興味関心を活かして地域活動への参加につなげた。

これらのことは、日頃からの民生委員とのつながりやアウトリーチを中核にする業務体制の重要性をあらわしている。また、寄り添った支援やストレングス視点を生かした関わりが本人たちのエンパワメントを高めることに結びつき、抱えている問題整理や進む方向性について本人たちが主体的に見出すことができた要因ではないかと考える。

2. 組織が体験している課題への対応

A市社協は、CSWの配置など地域共生社会をめざした取り組みを地域福祉計画でも位置づけているため、組織内の理解、連携が進んでいる。本事例でもボランティアセンターやあんしんセンター等組織内の他部署と連携しながら対応したが、その中から課題も見えてきた。各部署で受けた様々な相談情報が組織内で効果的に共有されていなかったのである。このため、A市社協では、相談支援に関わる総合情報システムを導入し、関係団体220件、関わりのある個人約5,000件の基礎データを集積するとともに、各部署に入る相談情報を結合させることで効果的な支援につながる組織体制を整備したのである。

また、A市社協は、これまで地域支援を中心に取り組んできており、個別支援に関わる専門機関との連携は必ずしも緊密ではなかったが、担当CSWのように一つ一つの事例に丁寧に取り組むことにより、専門機関との関係が強化されることを組織として実感した。各CSWの実践は地域における包括的な相談支援体制の構築に寄与することを改めて指摘しておく。

3. 地域が体験している課題への対応

本事例の基底には、定期的な地域診断の実施や民生委員との情報交換、地区社協事業への参加など日常的な地域活動がある。その地域アセスメントを踏まえた実践により、クライアントとボランティアグループのつながりを創出することができたのである。クライアントであるDは、ひきこもりがちで、専門機関の介入を拒否し孤立していたが、ボランティアグループの寛容で柔軟な関わりにより、心を開き、活動を広げていったのである。他方、ボランティアグループにとっては、主体的にDの地域参加を支援することが、自分たちの活動の発展にもつながり、自らのエンパワメントの向上の機会になったのである。

また、A市社協においては、若者の地域活動への参加を促進するため、場や機会の確保など

市域全体で事業推進に努めているが、B地区では、地区社協主催の三世代交流事業に若者サポートステーションの利用者の参加を促すなど世代を超えた活動が展開されている。こうした状況を把握している担当CSWは、Dへの支援としてDの興味関心に着目し当該事業に誘い、Dの活動の機会を増やした。このことは、地域における場や機会などの環境づくりについて、これまで、既存制度の枠組み中で進められてきたものを、今後は、より身近な地域で、より多様な視点に立って展開する必要性を示唆している。

4. 地域課題の明確化

A市社協では、各CSWが集まり定期的にミーティングや事例検討会、スーパービジョンを行い自らの実践を振り返り情報共有している。その中で明らかになった課題は、ひきこもりなどの孤立している人への支援と、対処能力が向上すれば具体的な課題解決につながると思われる人への支援である。前者については、本事例の対応が参考になる。ボランティアグループなどの地域団体の活用や活動の場の確保、若者の興味関心を引くプログラムの提供などが求められている。後者においては、身近な地域における専門的なサービスの情報提供とアクセスをするための支援、そして相談支援を展開するための連携体制の構築が不可欠となっている。

5. 地域課題の軽減、解決

本事例においては、担当CSWは孤立している人の支援の一環として、通うことができる場を求め、地域活動支援センター（障害者総合支援法の市町村事業）に働きかけを行い、正式な対象者ではないが、ボランティアとしてなら来て良いとの返事を受けた。また、地区社協に働きかけて地域内の自立支援事業と連携することで活動の場を確保しようと、制度や事業の柔軟な運用を求めてアイデアを練り、取り組みを進めた。

他方、課題も指摘される。各CSWが把握したニーズの中には、制度やサービスにつなげることで解決が見込まれるものも多くあり、行政機関等との連携は欠かせない。そのために、行政が主催する各種会議に参加している。中でもCSW活動を支える地域ネットワーク会議の現状は、中圏域単位で年に数回程度の開催で情報交換レベルのものとなっている。この会議を小圏域ごとに、しかも個別支援の解決に向けたプラットフォームとして定期的を開催することが重要である。その際には個人情報保護の壁を越えて連携できるように、制度的承認を得るなどA市におけるCSWの機能強化など、地域課題の軽減、解決に向けては、その支援基盤となる仕組みづくりや既存システムの改善が課題となっている。

VI. おわりに

本稿では、特徴的な事例を取り上げて、社会福祉士の実践モデルと関連づけながらA市のC

SWの取り組みを検証した。その結果、前述したとおり「個別課題解決に向けた実践」の場面では一定の取り組み成果が示されたが、「地域課題等の解決に向けた実践」の場面では課題も明らかになった。このことは、現在、各自治体で進められている重層的体制整備事業のあり方や具体的なデザインに対して一つの道標を示唆したものとなっている。

本稿は、地域共生社会の創造に向けて、実現の方法や効果等を理解してもらえるように、担当CSWが自らの実践を「見える化」したものである。このことは、「社会福祉士が、ソーシャルワーク機能を発揮して地域住民および専門職等と協働する際にも、協働者の理解の促進と意識・行動の変化を促すためにも、ソーシャルワークの機能と求められる役割を『言語化』することによって『見える化』を推進していくことが求められる。」⁷⁾と明示されているように、社会福祉士の核心的な取り組みである。担当CSWが多忙な業務の合間を縫って、本稿をまとめたことは、成果自体は小さいが、自らの業務を振り返る機会となり有意義なものである。

また、本稿の作成にあたっては、CSWである実践者と研究者が協力した。CSWは、自らの業務の中で、日頃の実践に関して、ソーシャルワーカーの役割や機能を意識し、丁寧に振り返った。一方、研究者は実践者が自らの実践を理論的に整理しやすいように、分析枠組みを提示した。分析枠組み自体は簡単なものではあるが、実践の「言語化」「見える化」を論理的に進めることにおいて、分析枠組みを用いる重要性と有用性を明らかにできたのではないかと考えている。しかしながら、ソーシャルワーク機能を踏まえた実証的なものと捉えるには不十分なものである。今後は、より効果的で汎用性の高い分析枠組みの提案など研究を深めていきたい。

<引用文献>

- 1) 日本地域福祉研究所監修，宮城孝，菱沼幹男，大橋謙策編：コミュニティソーシャルワークの新たな展開—理論と先進事例，中央法規，2019，p82
- 2) 岩間伸之他：地域を基盤としたソーシャルワーク住民主体の総合相談の展開，中央法規，2019，p14
- 3) 2020年（令和2年）6月に、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。特に、社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業は、介護，障害，こどもおよび生活困窮の相談支援等に加え，伴走支援，多機関協働，アウトリーチ支援などの新たな機能を担うことになっている。参議院においては，この重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては，「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるように努めること」が付帯決議された。
- 4) 公益社団法人日本社会福祉士会編：地域共生社会に向けたソーシャルワーカー—社会福祉士による実践事例から一，中央法規，2018，p42
- 5) 社会福祉法人A市社会福祉協議会：コミュニティソーシャルワーカー実践報告，p2，2020
- 6) 前掲5)，p3
- 7) 前掲4)，p141

<参考文献>

- ・公益社団法人日本社会福祉士会編：地域共生社会に向けたソーシャルワーカー—社会福祉士による実践事例から一，中央法規，2018
- ・社会福祉法人相模原市社会福祉協議会：コミュニティソーシャルワーカー実践報告，2020